令和７年度　学校安全教育　全体計画　　東大和市立第四中学校

安全教育に関する法令等
〇学習指導要領総則「安全に関する指導」
〇学校保健安全法第27条
〇東大和市教育振興基本計画

学校の教育目標
〇自ら考え、学び続ける生徒
〇豊かな心をもち、自他を尊重する生徒
〇健康でたくましく生きる生徒

学校の現状等
〇駅近くに位置し、閑静な住宅街とマンションが多い地域
〇学区北側に幹線道路あり
〇立川断層からの距離が近く、直下型地震の発生時には大規模な危険が予想される

安全教育の目標
系統的・継続的な学びを通して、豊かな感性と知性を育み、心身ともにたくましく、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力「人間力」を身に付けた生徒を育成する。

目指す生徒像
〇自分の身の回りの安全に関する課題に気付き、的確な判断や行動ができる生徒

育てようとする資質や能力及び態度
〇安全に関する理解を深め、自ら危険を予測し、回避しようとする力
〇安全に対しての理解や危険を回避する行動を地域や家庭において生かしていく力

安全教育の目標を実現するための基本方針
〇生命の大切さや尊さを常に意識し、各教科、道徳科、総合的な学習の時間、学校行事、生徒会活動、学級活動、部活動等の全教育活動を通して安全教育の課題を設定し、生徒が自ら考え、行動できるようにすることを目指す。
〇セーフティ教室、交通安全教室、防災訓練への参加等を発達段階を考慮して、計画・実施していく。
〇安全指導については、関係諸機関と連絡を取りながら、また教職員の反省を生かし、一定のマニュアル化を図る。
〇大規模の災害に備え、『防災ノート～災害と安全～』を3年間、継続して使用する。

安全学習及び安全指導の指導方針等

生活安全
〇校内における事故防止
〇校内事故の危険さ（ふざけ合い、廊下の疾走など）を事例により理解
〇不審者侵入時の行動訓練、学校１１０番の活用
〇セーフティ教室など、SNSの正しい利用法の周知徹底を図る

交通安全
〇通学路上の危険個所の把握
〇交通安全・事故防止に関する情報の収集と管理
〇安全指導の実施
〇登校指導・地域パトロールで危険個所を把握

災害安全
〇避難訓練の実施
〇安全指導の実施
〇『防災ノート～災害と安全』の活用
〇合同引き取り訓練の実施
〇自衛組織の育成
〇防火管理機構の整備

各学年の指導方針
〇【1 学年】体験を通して安全に関する知識を理解し、自分自身で身を守る方法を身に付けさせる。
〇【2学年】安全に関する知識を活用し、学校生活や日常生活の中で判断し、行動できるようにする。
〇【3学年】安全に関する知識を活用し、地域の一員であるということを自覚し、生活のあらゆる場面で判断し、行動できるようにする。
※各学年、SDGsの視点を取り入れた指導を展開する。

関係する教科等
〇保健体育、理科、技術・家庭等の学習活動における事故防止の指導
〇部活動、生徒会活動で、自ら安全確保に努める態度の育成

安全管理との関連

生活や行動等の安全管理（対人管理）
〇学校敷地内の危険箇所（校舎裏・屋上等）への立入禁止の指導を徹底する。
〇登下校の歩道・交差点等の歩き方の指導を徹底する。
〇担任と養護教諭の連携を図り、生徒の心身の健康観察に努める。

学校環境（対物管理）
〇外部業者による消防設備点検
〇教職員による校舎内外・遊具等の安全点検（毎月）
〇理科室薬品点検
〇教職員による校内巡回による点検
〇校門、昇降口の戸締まりの確認

事件・事故や災害発生時の危機管理
〇危機管理マニュアルを熟知し、生徒の安全を最優先に、迅速な報告と的確な初期対応を行う。
〇災害発生時における保護者との連絡手段及び生徒の引き渡し方法を確立する。
〇近隣の関係諸機関と緊密な連絡、情報交換をし、適切な対応を行う。

教職員の校内研修
〇生活指導における共通理解
〇災害発生時における対応
〇不審者侵入時の対応
〇研修の報告と職員伝達

推進組織及び評価
〇教務部、生活指導部、保健・衛生部、安全教育推進担当
〇職員アンケートによる振り返りと還元
〇学校評価の活用

家庭・地域・関係機関との連携
〇学校だより等での保護者等への啓発活動
〇緊急連絡メールで家庭へ情報を通知
〇生活指導主任会、学校と警察の連絡協議会
〇セーフティ教室（SNS関連）への参加呼びかけ